

会議の名称	令和元年第8回本庄市農業委員会総会	
開催日時	令和元年8月26日(月)	午後2時から 午後4時00分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 (1) 第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第37号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年) (3) 第38号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (4) 報告第35号 農地法3条の3の規定による届出について (5) 報告第36号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (9) 報告第37号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (10) 報告第38号 農地法第18条第6項の規定による通知について (11) 報告第39号 認定電気通信業者の行う中継施設の設置に伴う事業計画について 5 事務局連絡事項 6 閉会	

配付資料	1 令和元年第8回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和元年第8回本庄市農業委員会総会議案 3 令和元年第8回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から令和元年第8回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくをお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。今月は月はじめから、農地パトロールということで、暑い中、大変ありがとうございました。新しい情報も整理され次第、活用させていただきたいと思えます。また、藤田地区も農地中間管理事業が始まりました。地域の皆様には大変ご足勞おかけしますが、農閑期になれば、時間ができると思えますので、ご協力をお願いします。</p> <p>今月もたくさん案件がありますが、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員44名中44名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は4番茂木伸夫委員及び5番坂上委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案3件及び報告5件であります。</p> <p>まず、第36号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上</p>

	程いたします。事務局より説明願います。
事務局長	<p>第36号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第36号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めますのでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、3件でしたが、整理番号2及び整理番号3の許可申請2件が取下げられましたので、本議案での審議は1件となります。その内訳は、売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておりまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、今井地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、浅見委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	<p>9番浅見が報告させていただきます。8月21日、鯨井推進委員と現地確認をしました。受人は神川町在住なので、神川町の所有地等は事務局の方で調べてあります。3ページ、3-1の地図をご覧ください。現地は植木がありますが、ちゃんと手が入っております。受人の農業従事者数は2人で、農業従事日数は150日です。受人の農機具所有状況を確認したところ、トラクター1台、トラック1台、ミニコンボ1台を所有しており経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。申請地には、出荷用の植木を植</p>

	<p>えたいということです。周辺農地への支障はないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、第37号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第37号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第37号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、8ページ及び9ページをご覧ください。今回の申請件数は、11件です。田4筆、畑19筆、面積合計18,876㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第37号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p>

	<p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第37号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第37号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第38号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第38号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第38号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、11ページから13ページをご覧ください。申請件数は、16件でしたが、整理番号4及び整理番号12の許可申請書2件が取り下げられましたので、本議案での審議は、14件となります。その内訳は、賃借権5件、所有権移転8件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町河内地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、坂本委員の報告をお願いいたします。</p>

坂本委員	17番坂本が報告します。8月24日、倉林正推進委員と木村推進委員と現地確認と渡人から聞き取りを行いました。14ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇沿いにあり、近辺には既に多くの太陽光発電施設が設置されております。申請地は3方向に道路がありますが、周辺農地よりも低く、転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。
議長	整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。
池田委員	太陽光発電施設について、受人が会社というのは、よく見るのですが、今回の受人は個人となっていますが、問題はないですか。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	受人は個人ですが、再生可能エネルギー発電設備を用いた発電の認定書と事業計画書を申請書と一緒に提出されてますので、問題はないかと思ひます。
議長	他に質疑はございませんか。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2の説明を事務局より説明願ひます。
事務局長	整理番号2を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町長沖地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。 申請地は、15ページをご覧ください。5-2については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。
議長	整理番号2について、私から報告いたします。8月23日、倉林永次推進委員と現地確認と渡人から聞き取りを行いました。15ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇沿いにあり、近辺には太陽

	<p>光発電施設や住宅、竹林となっております。今回の申請地は駐車場を囲むようになっていますが、一緒に太陽光発電施設を計画となります。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p> <p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3の説明を事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号3を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、16ページをご覧ください。5-3については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号3について、私からの報告をいたします。</p> <p>8月23日、倉林永次推進委員と現地確認を行いました。16ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇の近くの〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇沿いから少し入った場所にあり、住宅に囲まれております。申請目的は自己用住宅用地で、第1種中高層住居専用地域となっております。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p> <p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号5の説明を事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>整理番号5を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。5-5については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号5について、池田委員の報告をお願いいたします。</p>
<p>池田委員</p>	<p>19番池田が報告いたします。8月20日、齋藤推進委員と現地確認と申請人から聞き取り調査を行いました。18ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は第1種住居地域にあり、周辺は、住宅に囲まれております。申請事由は自己用住宅用地です。周辺農地への支障の恐れもないかと思ひます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>整理番号5について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号6について、事務局より説明を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>整理番号6を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町稲沢地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>

	す。
議長	整理番号6について、坂本委員の報告をお願いいたします。
坂本委員	17番坂本が報告します。8月24日、倉林正推進委員と木村推進委員と現地確認と渡人から聞き取りを行いました。19ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は傾斜地にあり、機械も入れるような道也没有。申請事由は太陽光発電施設用地です。農地の集団性や周辺の農地には影響もなく、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。
議長	整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声) それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声) ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号7について事務局より説明を求めます。
事務局長	整理番号7を説明いたしますので、11ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町稲沢地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、坂本委員でございます。 申請地は、20ページをご覧ください。5-7については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます
議長	整理番号7について、坂本委員の報告をお願いいたします。
坂本委員	17番坂本が報告します。8月24日、倉林正推進委員と木村推進委員と現地確認と渡人から聞き取りを行いました。20ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は先ほどの5-6の隣となり、同じく傾斜地にあります。機械も入れるような道也没有。申請事由は太陽光発電施設用地です。農地の集団性や周辺の農地には影響もなく、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。

議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。  (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。  (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。  次に整理番号8について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西五十子地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、立石委員でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-8については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が自己用住宅用地であるため、第1種農地の不許可の例外として、農地法施行規則第33条第4号に規定する「住宅、その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号8について、立石委員の報告をお願いいたします。</p>
立石委員	<p>8番立石が報告します。8月21日、飯島推進委員と現地確認と聞き取り調査を行いました。21ページ5-8の地図をご覧ください。申請事由は自己用住宅用地です。1種農地ということですが、集落に接続していること、近隣は住宅が建ち並び、農地の集団性や周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号8について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。  (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。  (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>

	次に整理番号9について事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-9については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、私から報告をいたします。</p> <p>8月23日、倉林永次推進委員と現地確認を行いました。22ページ5-9の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇沿いから少し入った場所にあり、申請目的は太陽光発電施設用地です。周辺は既に太陽光発電施設が設置されております。転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号9について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号10の説明を事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>整理番号10を説明いたしますので、12ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の田4筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、資材置場・車両置場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-10については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目</p>



	<p>です。地形的に耕作をできるような農地でなく、近くには太陽光発電施設がたくさん設置されております。周辺の農地への影響はないかと思えます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号11について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
間正推進委員	<p>5-11の図面の左上にため池があります。このため池から流れる水路が申請地と接続をしております。この申請地には、土を盛らないと使える状態にならないと思えますが、盛った土が水路に入り水路をふさがないように対策とかはとられているのですか。</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>図面を見ますと、申請地内全てを利用するのではなく、水路の手前に段を作り、ゆるい傾斜にして、土が水路に入らないようにしているのですが、図面をみてもらうのがわかりやすいと思えます。</p>
議長	<p>では、ここで暫時休憩します。</p> <p>(図面の確認)</p> <p>図面の確認がおわりましたので、再開します。事務局の説明を続けてください。</p>
事務局	<p>申請地は約2,300平方メートルありますが、平地として駐車場に利用する部分が3分の2ぐらいです。残りの3分の1の部分ですが、水路から15メートル手前から25度の傾斜にして、盛った土が水路をふさがないように、ノリ面を保護する設計となっております。</p>
議長	<p>整理番号11について、他にご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号11の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>次の、整理番号12は取下げられましたので、次に、整理番号13から整理番号16についてですが、受人が同一で、権利区分及び転用目的も同じであることから、整理番号13から整理番号16を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号13から整理番号16を一括で説明しますので、12ページ及び13ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、牧西地内の畑4筆、傍示堂地内の畑2筆及び田1筆、大字なし地内の畑2筆及び田1筆で、面積はそれぞれ記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、送電線鉄塔建替工事用地の一時転用です。用途地域は、</p>

	<p>指定なしです。地区担当は、整理番号13から整理番号15までは、小川委員で、整理番号16については、細野会長代理でございます。</p> <p>電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う事業計画については、農地法施行規則第53条第11号の規定により、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置又はこれら工作物等を設置するために必要な道路の敷地に供する農地の転用の許可は要しないとされていますが、今回の案件は、送電線鉄塔建替工事に伴う工事用地として、一時借地するため、許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、26ページから29ページをご覧ください。いずれも、送電線鉄塔建替工事に伴う工事用地としての一時転用となります。一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされています。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときは、許可されることとなりますが、工事が完了次第、農地に原状回復して返すとの事業計画書が提出されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号13から15について、小川委員の報告をお願いいたします。
小川委員	<p>2番小川が報告します。整理番号13から15については、同じ事業計画のため、一度に説明をします。</p> <p>8月24日に内田推進委員と現地確認をしました。26ページ5-13の地図から、28ページ5-15の地図をご覧ください。申請事由が送電線鉄塔建替用地のため、申請地は、現在鉄塔が建っている場所の隣接地となります。本庄北部土地改良区内の農地ですが、工事完了後に、現状に戻す一時転用です。申請事由が公共性の高いものであり、一時転用のため、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	続きまして、整理番号16について、細野会長代理の報告をお願いいたします。
細野会長代理	<p>1番細野よりご説明させていただきます。8月24日に細野林之助推進委員と現地確認をしました。29ページ5-16の地図をご覧ください。</p> <p>整理番号13から15と同じ事業計画です。申請事由が送電線鉄塔建替用地のため、申請地は、現在鉄塔が建っている場所の隣接地となります。工事完了後に、現状に戻して、土地所有者に返す一時転用です。申請事由が公共性の高いものであり、一時転用のため、転用に当たっては特に問題はないと</p>

	<p>思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号13から16について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号13から16の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第35号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第35号を説明いたしますので、議案書30ページをご覧ください。</p> <p>報告第35号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、31ページをご覧ください。専決処分件数は、2件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第36号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第36号を説明いたしますので、議案書32ページをご覧ください。</p> <p>報告第36号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、33ページから35ページをご覧ください。専決処分件数は、18件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第37号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第37号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>報告第37号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたの</p>

	<p>で報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が37ページから43ページのとおりとなっております。</p> <p>農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第38号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第38号を説明いたしますので、議案書44ページをご覧ください。</p> <p>報告第38号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書を受領件数は、2件です。その通知内容は、45ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第39号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第39号を説明いたしますので、46ページをご覧ください。</p> <p>報告第39号認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第14号の規定により、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書の内容については、47ページをご覧ください。届出件数は、1件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。</p> <p>ありがとうございました。</p>

事務局長	ありがとうございます。 次に、議事日程 5 事務局連絡事項に移ります。 事務局説明 閉会
------	---

令和元年第8回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和元年8月26日(月)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後4時
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席	○		八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席	○	旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	出席
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	出席			間正 始	出席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	出席
19	池田 稔	出席			木村 文子	出席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	小林 祥平
環境産業課産業係主事	今井 蘭
臨時職員	津久井 伊久弥

書記

農地係長 飯島 崇